

令和5年度 第1回徳島県社会教育委員会議

日時：令和5年8月7日（月）

午前10時から

場所：県庁10階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 徳島県教育委員会あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 委員・事務局紹介
- 5 委員長・副委員長選出
- 6 議 事
 - (1) 徳島県の社会教育・生涯学習の施策の状況について
 - (2) 徳島県社会教育委員について
 - (3) 今期社会教育委員会議提言策定期間について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他
- 7 閉 会

配付資料一覧

- (1) 会議資料（本冊子）
- (2) 事務局説明資料（別添資料1）
- (3) 徳島県の生涯学習・社会教育2023（令和5）年度
- (4) 令和5年度 徳島県立総合高等学校 講座一覧表
- (5) 社会教育提言

目 次

目次	-----	1
配席図	-----	2
徳島県社会教育委員名簿	-----	3
今後のスケジュール	-----	4
社会教育法	-----	5
徳島県社会教育委員設置条例	-----	6

※説明資料は別冊

徳島県社会教育委員名簿

任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日

※50音順。敬称略。

	氏 名	所 属
1	赤松 梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所 代表 CSマイスター（公募委員）
2	石倉 美枝子	徳島県婦人団体連合会 理事
3	泉 理加	NPO法人フルリン徳島 代表
4	伊藤 昭仁	徳島県公民館連絡協議会 副会長
5	榎本 峰子	（一社）旅の葉 代表理事
6	蟹江 美子	徳島県PTA連合会 副会長
7	岸本 信和	海陽町立海南小学校長 校長
8	児嶋 輝美	徳島文理大学短期大学部 教授
9	小西 大紀	徳島文理大学学生（公募委員）
10	阪根 健二	鳴門教育大学大学院 特命教授
11	武市 信宏	NHK徳島放送局 コンテンツセンター長
12	泊 健一	徳島合同証券株式会社代表取締役社長 （一社）徳島経済同友会幹事/文化・スポーツ部会副会長
13	馬場 祐次朗	全国視聴覚教育連盟 会長
14	横田 恵理子	県立城ノ内中等教育学校 校長
15	横畠 亜希子	美馬市立穴吹中学校 校長

今後のスケジュールについて

日 時	内 容
8月7日(月)	第1回会議 [説明・講演] ①徳島県の生涯学習・社会教育の施策の状況について ②徳島県社会教育委員について [協 議] ①委員長・副委員長の選出 ②今後のスケジュールについて
11月下旬	第2回会議 [議 題] ①地域教育支援活動奨励賞の最終選考 [協 議] ①今期社会教育委員会議のテーマについて ②その他
2月下旬	第3回会議 [報告・説明] ①令和6年度事業概要について [協 議] ①今期社会教育委員会議のテーマについて ②その他

社会教育法（抄）

昭和24年6月10日法律第207号

平成28年5月20日法律第 47号

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

徳島県社会教育委員設置条例

平成25年12月19日
徳島県条例第61号

(設置)

第1条 社会教育法第15条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は、15人とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。